

カードローン「いちしんスーパーVIPカードローン」(プロパー)

— 関信用金庫
令和6年4月1日現在

1.	商品名	カードローン「いちしんスーパーVIPカードローン」(プロパー)								
2.	ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満20歳以上満65歳未満の方 ・ 当金庫の会員又は当金庫の会員となれる方 ・ (当金庫の営業地域内に居住・住所を有するか、又は当金庫の営業地域内にある事業所に勤務する方) ・ 当金庫の融資審査基準を満たし返済が確実であると見込まれる方 ・ 下記の事業所に就いている方 ①国家公務員、②地方公務員、③独立行政法人職員、④官公庁外郭団体職員、 ⑤私立学校教職員、⑥金融機関職員、⑦上場企業職員、⑧商工会議所職員、 								
3.	お使用みち	・ 自由(事業資金を除く健康で文化的な生活を営むための資金)								
4.	ご融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸越極度額100万円、150万円、200万円の3種類 (貸越極度額は年収の50%以内とします) 								
5.	ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年(原則自動更新) ・ 満65歳に達する日以後の最初の3月31日に達する日まで ※上記2.で定める事業所に就いている方で、ご退職された方は契約の終了となります 								
6.	ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫所定の利率によります(金利については窓口でお問い合わせください) (なお、金融情勢の変化等により金利を見直す場合があります) 								
7.	利息計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸越金のお利息は、付利単位1円および当金庫所定の利率によって計算し、毎月の返済日に貸越元金に組み入れます ・ 次の計算式により行います 毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365 								
8.	ご返済方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間内で毎月の定例返済方式とし、任意の返済日に返済する随時返済との併用ができます(随時返済を行った月でも定例返済を行っていただきます) ・ 【定例返済方式】 約定返済日を毎月10日(休日の場合は翌営業日)として次の取扱いとします 貸越極度額のコースによって毎月の返済額が異なります <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>貸越極度額</th> <th>毎月返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>150万円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>200万円</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	貸越極度額	毎月返済額	100万円	10,000円	150万円	15,000円	200万円	20,000円
貸越極度額	毎月返済額									
100万円	10,000円									
150万円	15,000円									
200万円	20,000円									
9.	担保・保証人	・ 必要ありません								
10.	手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご契約時に印紙代200円が必要となります ・ 保証料は必要ありません 								
11.	苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部署(9時～17時、電話：0191-23-6111)にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置：東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、 ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所にお問い合わせください</p>								
12.	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ お申込に際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。また現在のご融資利率については当金庫の本支店にお問い合わせください。 								